

# 自立訓練や就労移行支援、就労継続支援を利用のため 事業所へ通所する場合、交通費の一部を助成します



## ★ 対象者

障害福祉サービス受給者証を交付された人

## ★ 助成額

1日 420円

(※ 交通費の実支出額が420円に満たない場合は、その額を支給します。)

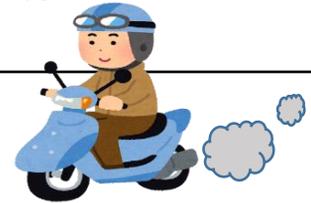
## ★ 交通費実支出額の算定方法

船、電車、バス等の公共交通機関を利用の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 普通乗車券・回数券の場合 1回当たりの運賃×利用回数</li><li>○ 定期乗車券の場合 購入定期券の額</li></ul>
自家用車や原動機付自転車(原付)を利用の場合	自宅から事業所までの往復距離 (最も経済的な通常の経路による。) <u>1kmあたり 38円</u> (原付は19円) (※1km未満は切り捨て)

！ サービス提供事業所の送迎を利用した場合は、その区間は算定対象としません。

## ★ 助成の対象となる障害福祉サービス

- ① 自立訓練
- ② 就労移行支援
- ③ 就労継続支援



## ★ 申請に必要なもの(通所等をする前に申請してください。)

- ・ 障害者施設等への通所等交通費助成(変更)申請書
- ・ 振込先の口座が分かるもの(預貯金通帳やキャッシュカードなど)
- ・ 委任状(請求や受領を事業所へ委任する場合のみ)

## ★ 申請・請求方法

- ① 障害者施設等への通所等交通費助成(変更)申請書を市に提出。  
(※年度毎に支給決定しますので、毎年申請をする必要があります。)
- ② 市が申請内容を審査し、支給を決定した場合は、決定通知書を送付します。
- ③ 事業所を利用した場合は、「請求書」に「サービス提供実績記録票」を添付し、市に交通費助成の請求をします(月単位で請求してください。)

お問い合わせ  
ください。



問合せ先  
江田島市福祉保健部社会福祉課  
TEL 0823-43-1638  
FAX 0823-57-4432